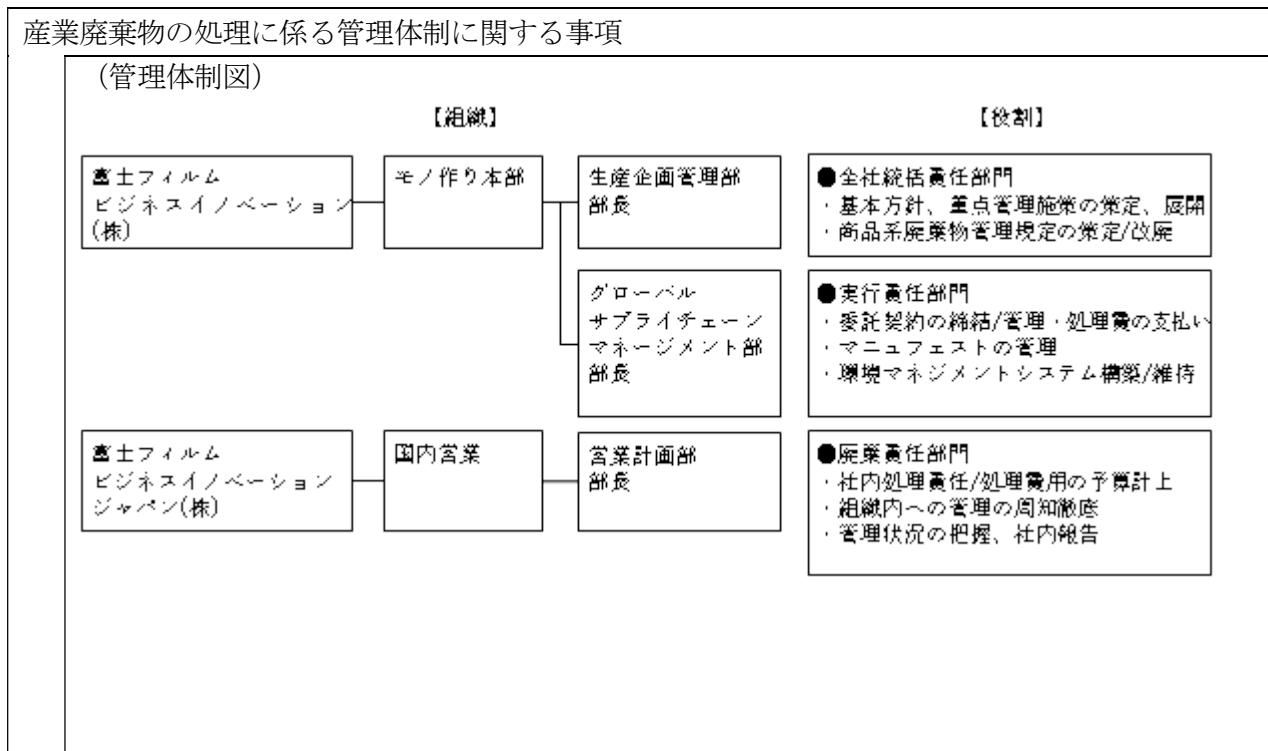


様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年 6月 26日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 東京都港区赤坂9丁目7番3号	
氏 名 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社	
代表取締役社長 浜 直樹	
電話番号 03-6271-5111	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 名古屋地区倉庫
事業場の所在地	愛知県春日井市上条町8丁目2670
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	27 業務用機械器具製造業
②事業の規模	8,381億円(2023年3月期)
③従業員数	7名(使用済み商品・梱包材の回収場所における委託先従業員数)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>以下の処理を委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類(発泡スチロール) 再生処理業者に委託し、溶融・固化して再資源化(再生使用) ・廃プラスチック類(ビニール類) 再生処理業者に委託し、破碎・固化して再資源化(燃料用) ・木くず(木製パレット) 再生処理業者に委託し、チップとして再資源化(燃料用) ・廃電気機械器具(金属くず、廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず) 解体→分別→破碎→再生使用



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃電気機械器具(金属くず/廃プラ類/ガラス陶磁器くず)	廃プラスチック類
	排出量	1355 t	158 t
	(これまでに実施した取組) ・廃電気機械器具に関しては、富士フィルムビジネスイノベーション全体で処理区分(再整備/部品利用/再資源化)毎に適正処理を行っている。 ・廃プラスチック類に関しては、回収品の分別を徹底。透明ビニール類、PPバンドについては有価物として売却し、廃棄物の量を抑制している。廃棄物については、素材回収および熱回収により埋立や単純焼却の無いリサイクルを実施している。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃電気機械器具(金属くず/廃プラ類/ガラス陶磁器くず)	廃プラスチック類
	排出量	1288 t	150 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃電気機械器具に関しては、現状の取り組みを継続していく。 ・廃プラスチック類に関しては、減量化設計および梱包材の簡素化を進めることにより、全国規模での排出量削減を推進している。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	排出量	100 t	t
	（これまでに実施した取組） ・木くず（木製パレット）は、一部を再利用し、廃棄分は処分委託先にてチップ化、再生している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	排出量	95 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・木くず（パレット）に関しては、一部商品でのシートパレット化による削減を計画している。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃電気機械器具 ①整備後リユース対象②部品再使用対象③廃棄処理対象に分類 ・使用済み梱包材 ①発泡スチロール②ビニール類③透明フィルム④PPバンド ⑤段ボール⑥MIX古紙に分類。③④⑤⑥は有価物として売却。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記分別の継続、徹底		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 当該事業場では実施していないが、廃電気機械器具に関しては、部品再使用対象と区分された機械は社内及び関連会社の生産部門に回送して部品再生利用を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 富士フィルムビジネスイノベーション全体で現状の取り組みを継続していく。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃電気機械器具(金属くず/廃プラ類/ガラス陶磁器くず)	廃プラスチック類
	全処理委託量	1355 t	158 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1219 t	158 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	136 t	t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を締結している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃電気機械器具(金属くず/廃プラ類/ガラス陶磁器くず)	廃プラスチック類
	全処理委託量	1288 t	150 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1159 t	150 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	129 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規選定する場合には、可能な限り優良認定処理業者から選定する。 			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	全処理委託量	100 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	100 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を締結している。</p>			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	全処理委託量	95 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	95 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規選定する場合には、可能な限り優良認定処理業者から選定する。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。